

回覧印	代表者	運行管理者

【重要】

適正化事業課だより (第165号)	令和7年9月10日 (公社)熊本県トラック協会 適正化事業課
----------------------	--------------------------------------

物流効率化法における特定荷主制度に関する 説明会の開催について 荷主への受講の 働きかけ依頼

標記の件について、昨年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」では、トラック事業者を利用する全ての荷主に対して物流の効率化に取り組む努力義務が課されています。

この度、荷主業界団体及び荷主事業者を対象に、下記のとおりオンライン説明会が開催されますので、会員企業各位におかれましては、取引先荷主企業が該当する場合には、情報を共有のうえ荷主企業へ受講の働きかけをお願いいたします。

また、荷主企業が受講を希望される場合は、経済産業省ホームページに記載された登録フォームより9/16(火)12時までに参加登録をされるようお願いいたします。

○経済産業省ホームページ「物流効率化法について」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

1. 日時

- ①令和7年9月17日(水)14時00分～(所要時間は質疑を含め1時間程度を予定)
- ②令和7年9月18日(木)11時00分～()

※後日、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各WEBサイトに説明会動画が掲載される予定です。

2. 実施方式

WEB会議方式(Microsoft Teams)で実施。事前登録いただいた参加予定者宛てに会議URLを通知されます。

3. 内容

物流効率化法に基づき特定荷主に対応が求められる具体的な事項について

4. 説明対象者

荷主業界団体及び荷主事業者の担当者

登録は1団体・事業者につき、①②各回5名まで

自らの事業に関して継続的にトラック事業者との間で運送契約を締結し、又は貨物の受け渡しを行っている事業者は荷主に該当し得ます。